

「ヨセフィーナ刑法典」試訳(一)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008935

「ヨセフイーナ刑法典」試訳(一)

足立昌勝

一 はじめに

二 犯罪とその処罰に関する一般法典

第一編 刑事犯と刑罰について

第一章 刑事犯一般について

第二章 刑罰一般について

第三章 君主および国家に直接的に関連する犯罪について(以上本号)

第四章 人の生命および身体の安全に直接的に関連する犯罪について

第五章 名誉および自由に直接的に関連する刑事犯について

第六章 財産および権利に関連する刑事犯について

第七章 犯罪および刑罰の消滅

第二編 行政犯および行政罰について

第一章 行政犯一般について

第二章 行政罰一般について

第三章 同胞の生命または健康に危険もしくは被害をもたらす行政犯について

第四章 同胞の財産または権利を毀損する行政犯について

第五章 道徳を頹廢させる罪について

一 はじめに

一 絶対啓蒙主義の時代においては、君主の自由主義的な啓蒙思想によつて、上からの改革が行なわれた。君主は、啓蒙主義の思想的基盤である自然法思想や社会契約思想を学び、それを自己の思想的支柱となし、改革にあたっては、啓蒙主義的な学者・官僚を登用した。特に、一八世紀後半におけるヨーロッパ大陸の政治状況を決定づけたハプスブルク帝国とプロイセンにおいては、その傾向が顕著である。

刑法典の新たな施行をみると、ハプスブルク帝国内においては、一七八六年十一月三〇日のトスカナ刑法典⁽¹⁾、一七八七年一月一三日のヨセフィーナ刑法典⁽²⁾があり、又プロイセンにおいては、一七九四年二月五日のプロイセン一般ラント法典⁽³⁾がある。われわれはこれらの刑法典を絶対啓蒙主義時代における三大刑法典といふことができよう。

われわれは、刑法の将来像を考えるにあたり、近代市民刑法の歴史的認識がその出発点となるべきであると考え。近代市民社会初期の刑法原像をさぐり、資本主義の発展に伴つて刑法はいかなる変質をとげてきたかを歴史的に確認しなければならぬ。⁽⁴⁾

— 58 —
ここに翻訳を試みたヨセフィーナ刑法典は、正しくは「犯罪とその処罰に関する一般法典(das allgemeine Gesetzbuch über Verbrechen und derselben Bestrafung)」といひ、一七八七年一月一二日に、ヨセフⅡ世によつて公布・施行

されたものである。テクストとして、Gesetze und Verfassungen im Justizfache (JGS) Nr. 611 を用い、*kyōryō* の刑法典の唯一の注釈書であるフランツ・ソンライトナー (Franz Sonleitner) の Anmerkungen zum neuen Josephinischen Kriminalgesetz (Wien 1787) を参照した。

二 以下において、この刑法典の成立過程を概観することとする。

一七六八年二月二日に女帝マリア・テレシア (Maria Theresia) によって公布されたテレシアーナ刑法典⁽⁵⁾ (Constitutio Criminalis Theresiana) は、ハプスブルク帝国内のドイツ領邦に統一的に適用された最初の法典であり、意思自由の立場から犯罪概念を明確にし (第一章第一条)、故意・悪意と単なる責任負担 (Schuldtragung) を区別している (第三章第一条、第三条) など進歩的側面をもつ反面、残虐な刑罰の存置、宗教犯罪の是認 (異端・魔術を罪とする)、残酷な拷問の使用などまだ古い体質におおわれている。

その後、一七七六年一月二日には拷問が廃止され⁽⁶⁾、同年一月一九日には死刑は本質的に廃止されるように決定され、ヨセフ二世治下では、一つの事例を除けば、死刑は廃止された。又一七八三年九月一日には要塞構築刑が廃止されたが、それとひきかえに同年八月一七日に舟曳きの刑 (Schiffziehen)⁽⁷⁾ が導入された。

ともあれ、テレシアーナ刑法典の改正発議は、公布後一〇年も経たない一七七六年一月二日に死刑の制限をめぐって、女帝自身によってなされた。改正論議は、最高司法省⁽⁸⁾ (oberste Justizstelle) で行なわれたが、実りある成果は得られず、一七七八年四月六日に中断された。

一七八〇年十二月二日のマリア・テレシア女帝の死とともに、ヨセフ二世の単独統治の時代となり、その数ヶ月後には、ゲプラー (Tobias Philipp Freiherr von Gebler) とクレーセル (Franz Carl Freiherr von Kresel) の「教会裁判所は、みずから行なった犯罪について、領主裁判所で弁明すべきではないか」という点を顧慮して新刑法を編纂

すべきであるという発議をいれて、ヨーゼフ二世は、法典編纂委員会 (Kompilationskommission) に刑法の改正を命じた。当初、委員会では、刑法全面改正と死刑存置について議論され、一七八一年七月二四日に、テレシアーナ刑法典の部分改正をすべきではなく、死刑判決をするには、刑事最高裁判所の判断を経なければならないという暫定的制度 (Provisorium) を設ければよいとの報告を提出した。この報告には、ケース (Franz Georg Keß) の死刑の自由刑による代替と犯罪から排除すべき行為の存在を理由としたテレシアーナ刑法典の改正を主張する意見書 (Votum) が付加されており、結局、ヨーゼフ二世は、ケースの意見をいれ、暫定的制度の設置についての主張をしりぞけた。さらに、同年一月一日には、「編纂委員会は、今後すみやかに新刑法典を完成すべきである」との決定を下した。

その決定にもとづき、ケースが、実体法的な犯罪に関する部分をすべて網羅した第一編の草案を作成した。それを委員会は、一七八三年二月一日から二六日迄の間に、六回の会議で審議し、その結論をケースは、ソンネンフェルス (Joseph von Sonnenfels) の助力により、新たな草案を作成した。この草案は、同年三月一二日に皇帝に報告されたが、その報告では、改正理由として、テレシアーナ刑法典ではほとんどの犯罪に死刑が規定されているが、現実にはほとんど執行されていないことをあげ、直ちに公布し、同年八月一日より施行するよう要請した。これに対して皇帝は、同年四月一〇日に、刑事裁判権と刑事手続に関する規定が未完成であることを理由として、これを拒否するにおよび、それに関して両者で意見の交換が行なわれたが、結局翌年四月二〇日に委員会が、①刑法典は承認する、②行政犯に関する取り扱いがきまるまで、刑法典は公布・施行しない、③刑事裁判権・刑事手続に関する原則はすでに完成しており、承認を求める、との意見を提出し、皇帝は、それを同年五月一六日に認めた。

一七八五年四月一日、皇帝は、刑事犯 (Kriminalverbrechen) に関する第一編を決定し、第二編の行政犯 (politisches Verbrechen) については、一七八六年一月一九日に最後の会議がもたれ、両者あわせて、一七八七年一月二三日に公布・施行されたのである。

※ なお、オーストリアでは、Sの発音は濁らないので、日本語に表記する際に、現地主義を採用し、Joseph II. は、ヨーセフⅡ世と表わし、Maria Theresia は、マリア・テレーシアと表わした。

三 ヨセフィーナ刑法典の本格的な研究は、別稿でなされるが、その時代背景と法典の内容について簡単に触れておくこととする。

本刑法典は、ヨーセフⅡ世の啓蒙主義的な国制改革の一環として行なわれた。彼の国制改革は多方面にわたっているが、それを巨視的にみると、①従来の地方分権的体質を中央集権化せんとした、②近代法の制定、③人間性の回復、④教育の振興、⑤産業の育成、⑥国家と教会の分離、などを行ない、近代化政策を推進した。しかし彼の政策推進方法は、マリア・テレーシアやプロイセンのフリードリッヒⅡ世のそれとは異なり、従来の支配権力を構成していた教会や貴族の権利・利益を無視した形で進めたように、非常にラディカルなものであった。これを、スイスの歴史家ネーフ(Neuf)は、真の啓蒙主義といえず、思い違いをした(Frrumlich)啓蒙主義であり、又啓蒙主義を進めたというよりはむしろ上からの革命を行なったといえる、と評している。

この国制改革は、その「革命性」のゆえに、ヨーセフⅡ世の死後、レオポルトⅡ世の二年間を経て、フランツⅡ世の暗黒時代になると、そのほとんどが水泡と帰したのである。しかし、そこで示された近代化政策は、ヨセフ主義(Josephismus)となり、一八四八年の三月革命の思想的源流の一つとなったのである。

したがって、ヨセフィーナ刑法典を評価するに際しては、単に条文のみにとらわれて、現代刑法の立場からの批評をしてはならず、時代背景の中で、社会的・経済的状况、支配の構造および他の法律との関係などから総合的に判断しなければならぬ。

ついで、本法典を概観する。本法典の特徴は、次のようにわけられるであろう。まず第一編については、①本法典は、実体法と手続法とを別個の法律で規定している最初のものである。手続法については、一七八八年六月一七日に刑事裁判

所法として公布された。②罪刑法定主義を採用し（公布勅令・第一条）、モンテスキューが主張したような意味で、裁判官を厳格に法律に拘束させた（第一三条）。③責任の前提として、故意と自由意思を要求し（第二条）、自由意思のない場合には責任を阻却するとし、責任阻却事由を列挙した（第五条）。④法律に規定されている刑罰以外のものは認めず（第一九条）、軍法会議の場合を除いて死刑は廃止された（第二〇条）。その反面、残酷な刑罰が存置された（第二一条以下）。⑤犯罪と刑罰の消滅規定を設けた（第七章）。⑥異端（Ketzerrei）・魔術（Hexerei）は犯罪ではないとし、宗教犯罪を行政犯にいれた（第二編第六二条・第六四条・第六五条）。

第二編については、①第一編と同様に総則規定が存在する（第一章・第二章）。②責任には自由意思のみが要求され（第一二条）、共犯は処罰されるが（第三条）、未遂は処罰されない（第四条）。③行政犯に関する手続は、行政官庁ですすめることとした（第六条）。④行政罰として、刑罰とは異なったものが規定されたが（第一〇条）、第一編同様、残酷なものであった。このように、刑罰が残酷であったがゆえに、ヨーセフ二世の死後直ちに始められた刑法改正事業は、刑罰制度の改革を重点の一つとし、さらに犯罪論の欠陥を是正するためにすすめられたのである。

(1) この刑法典は、ヨーセフ二世の弟であり、兄の死後、一七九〇年—一七九二年の間、神聖ローマ帝国皇帝となったトスカナ公国のペーター・レオポルト（後のレオポルト二世）によって公布されたものであり、それは、ベッカーリアの影響を強く受けたものであるといわれる。これの正文は、ベッカーリア「犯罪と刑罰」の最新のイタリア語版に附録として集録されているとの話であるが、訳者は未見である。ドイツ語への翻訳は、August Ludwig Schöler, Neues Kriminalgesetz von Toskana: in Staats-Anzeigen, 10. Band Heft 39 Nr. 37, S. 348ff. u. Heft 40 Nr. 43, S. 393ff, Göttingen 1787が最も研究書として、Christian Daniel Erhard, Betrachtungen über Leopolds des Weisen Gesetzgebung in Toscana, Dresden und Leipzig 1791; Heinz Hollmack, Die Reformpolitik Leopolds von Toskana: in Historische Zeitschrift, Bd. 165, München und Berlin 1942, S. 23ff.; Adam Wandruszka, Leopold II., 2Bde, Wien und München 1964/65が最も最新である。

- (2) わが国におけるこの法典の研究書は皆無であるといえる。そもそも、中世・近世のヨーロッパ史の中であれだけの影響力を与えたハプスブルク帝国の研究そのものが国においては進んでいないように思われる(最近の研究としては、進藤牧郎「ドイツ近代成立史」勁草書房、一九六八年および、矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」岩波書店、一九七七年がある)。この刑法典の研究に精力的に取り組んだのは、法史家ヘルマン・コンラートである。その中でも特に、Hermann Conrad, Rechtsstaatliche Bestrebungen im Absolutismus Preußens und Österreichs am Ende des 18. Jahrhunderts, Köln und Opladen 1961; Zu den geistigen Grundlagen der Strafrechtsreform Josephs II. (1780—1788): in Festschrift Hellmuth von Weber, Bonn 1963, S. 56 ff.; Staatsgedanke und Staatspraxis des aufgeklärten Absolutismus, Opladen 1971など、刑法思想史的研究しており、ホーストリー刑法史の研究として、Hugo Hoegel, Geschichte des österreichischen Strafrechts in Verbindung mit einer Erläuterung seiner grundsätzlichen Bestimmungen, Heft 1, Wien 1904 und Heft 2, Wien 1905; Reinhart Moos, Der Verbrechensbegriff in Österreich im 18. und 19. Jahrhundert, Bonn 1968; Friedrich Hartl, Das Wiener Kriminalgericht. Strafrechtspflege vom Zeitalter der Aufklärung bis zur österreichischen Revolution, Wien-Köln-Graz 1973などがある。又公布前註に於ての註釋として、Xaver Huber, Herr Schlendrian oder der Richter nach den neuen Kriminalgesetzen. Ein komischer Roman, Berlin 1787; Ders., Schlendrian, oberster Richter zu Tropos, Wien 1788; Ders., Sonnenklarer Kommentar des sonnenklarsten Kommentars der neuen Gesetze, Wien 1788がある。
- 当時の法典編纂委員会の会議録は、一九一七年のJustiz Palastの炎上によりすべて灰となり、現在では、Haus-, Hof- und Staatsarchivに於て Kabinettsarchiv の Nachlaß Keeß として、その一部が存在するにすぎない。それを補つて、Hugo Hoegel, a. a. O. 及び Carl von Hoock und Herm. Ign. Bidermann, Der österreichische Staatsrath (1760—1848), Unveränderter Nachdruck der Ausgabe 1879, Wien 1972 を註する。
- (3) このテキストは、一九七〇年にハッテンハウマーにより出版された。そこに附加されている Einführung in die Geschichte des Preußischen Allgemeinen Landrechts にあり、この法典の成立過程がわかるであろう。又、同書には、広範な Bibliographie がつけられているので、それを参照されたい。なお、わが国における文献としては、十亀豊一郎教授の研究(広島女子大学文学部紀要第五号、第六号)があり、又、刑法の研究としては、佐伯千仞「フリードリッヒ大王と刑法(一)」(二・完)「法学論叢第四〇巻第四号五二七頁以下、第四〇巻第五号七七三頁以下)がある。

- (4) 渡辺洋三「日本現代法学の総括」法の科学第一号五六頁参照。
- (5) この刑法典の成立過程については、M. Friedrich Masburg, Zur Entstehungsgeschichte der Theresianischen Halsgerichtsordnung, Wien 1880; Hugo Hoegel, a. a. O., Heft 1, S. 65ff.; Ernst Kwiatkowski, Die Constitutio Criminalis Theresiana. Ein Beitrag zur Theresianischen Reichs- und Rechtsgeschichte, Innsbruck 1903 を参照。
- (6) 拷問の廃止を主張した書物として、Josef Sonnenfels, Über die Abschaffung der Tortur, Zürich 1775 が有名。
- (7) Vgl. M. Friedrich Masburg, Strafe des Schiffziehens in Österreich (1783—1790), Wien 1890. この刑の存在が、刑法典との関連において、どのような意味を持っていたのかについて、当時の社会的・経済的状况にもとづいた研究がなされなければならぬ。
- (8) Vgl. M. Friedrich Masburg, Geschichte der obersten Justizstelle in Wien (1749—1848), Prag 1879.
- (9) 従来のヨセフィーナ刑法典の研究においては、ケースの影響を過少評価しているが、彼は、一七八一年に皇帝によって編纂委員会の委員となり、ヨセフィーナ刑法典の草案をまとめた者であり、ケースとの関連においてヨセフィーナ刑法典を研究することも必要である。

二 犯罪とその処罰に関する一般法典

一七八七年一月一二日におけるすべての領邦への勅令

一般法により刑罰権に一定の方向を与え、その管理に際してすべての恣意を排除し、刑事犯と行政犯との間にはつきりした区別を設け、犯罪と刑罰との間に合理的な均衡を与え、その印象が一時的に終わらないように両者に一定の関係を定めるために、犯罪と刑罰に関する一般法を命令でもって公布する。本法は、公布の日から、臣民 (Untertan)、刑事裁判官および公的紀律・秩序・安全を維持すべき行政官庁に対して一般的規準 (Richtschnur) を提供するものであり、有罪判決は、この新刑法の交付後に刑事裁判所に勾引された刑事犯罪者および行政犯の科で行政官憲に勾留された者に対して、その規準を適用して、これを言渡すことができる。

本法の公布により、犯罪と刑罰を規定するために公布された旧来のすべての法律は、失効し、これを廃止する。旧来の法律は、本法が交付された時にすでに収監されている刑事犯罪者に対して刑事裁判所で宣告される有罪判決の場合にのみ考慮されなければならない。

かくして、特に、刑事裁判官には、本法に規定されている刑事犯の一のゆえに刑事裁判所に起訴された者に対してのみ、今後、その職務を行なうように命令されている。

ここに、犯罪とその処罰に関する一般法典を公布する。

第一編 刑事犯と刑罰について

第一章 刑事犯一般について

第一条 法律に違反するすべての行為が、刑事犯なのではない。本法に刑事犯と規定されている法律に違反する行為のみが、刑事犯とみなされ、扱われるべきである。

第二条 悪い故意および自由な意思は、刑事犯の属性である。悪い故意が存在するのは、法律に違反する企行または不作為の以前、もしくははその際に、生ずる害悪を熟慮、決意し、それにもとづいて法律に違反する行為を、もつばら、害悪を生じさせる意思で遂行したときである。

第三条 なるほど実際に生じた害悪はことさらに行為の意図ではなかったが、それ以外の悪い意図から行為が企行され、

それにもとづいて一般にその害悪が常に生じ、あるいは容易に生じうるときも、悪い故意は、責任に含まれる。

第四条 悪い故意なしに悪行を行なった者は、たとえ自己の責に帰せられるとしても、刑事犯を犯した者ではない。ましてや、害悪が単なる偶然から生じたときは、所為を犯罪とみなすことはできない。

第五条 次の各号に該当するときは、自由な意思を欠くものとして、責任を答わない。

a 行為者が正常でなく、事理の弁別を完全に奪われているとき。

b 周期的意識錯乱の場合に、所為が錯乱の続いているときに行なわれたとき。

c 悪行が犯罪を犯す意図なしに偶然に招いた酩酊その他行為者が自己の行為を認識しえない意識混乱の下で行なわれたとき。

d 一二才未満の子供。

e 法律に違反する企行の際に、強迫または抗拒不能な暴力が存在したとき。

f 錯誤者が自己の責にもとづかない錯誤に陥っており、錯誤がなければ許された方法で行為したであろうとき。

第六条 犯罪は、常に行為者の悪意から推量されなければならず、性格および犯罪が行なわれた事情から推量してはならない。かくして犯罪は、悪人 (Uebeläter)、狂人 (Unsiniger)、子供、就寝者および自己の毀損もしくは破滅を望んでいる者に対しても行なわれる。

第七条 直接的所為のみならず、命令、勧告、称賛、教えおよび援助による関与、その他生じた悪行に誘因または原因を

与えること、行なわれた悪行のときに何らかの方法で援助をすること、または確実な実行 (sichere Vollstreckung) のためにのみ貢献することによる関与で、悪い故意および自由な意思に起因するものは、犯罪の責を負う。

第八条 しかし悪行が実行されたのちに始めて援助もしくは助力でもって行為者を助けた者、または知った悪行から収得金または利益を得た者は、自己の特別な犯罪の責任はあるが、行なわれた犯罪の責任はない。但し、その者が悪行が行なわれる以前に行為者と将来の援助もしくは協力に関して同意していたときは、このかぎりでない。

第九条 思想および内心の悪い企て (Vorhaben) は、それだけでは刑事犯ではないが、悪行が実際に実行されることは、犯罪にとつて必要ではない。悪意の者 (Bosgesinter) が実際の実行 (Ausübung) に着手したとき、および企てが外部的特徴 (äußerliche Kennzeichen) または行為により明らかになったときは、すでに悪行の未遂 (Versuch) は、刑事犯である。その後所為が、不能、他人の妨害の介入または偶然のみによつて既遂とならなかつたことは、その判断に影響をおよぼさない。

第二章 刑罰一般について

第一〇条 暴露され証明された刑事犯には、刑罰が伴なう。刑事裁判権を有する裁判官のみが、刑罰を言渡すことができる。

第一一条 悪行のゆえにすでに権能のない裁判官によつてだけでも処罰された犯罪者は、その刑罰が法律の規定にしたがつても、悪行との比較においても認められないときのみ、同一の悪行により、正当な刑事裁判官によつて、再度刑罰

を科され得る。しかしこの場合には、刑事裁判官は、合法的刑罰を言渡すときに、すでに忍んだことを顧慮しなければならない。

第一二条 刑罰は、犯罪が行なわれた場所に存在する法律にしたがうのではなく、本法にしたがってはからなければならない。

第一三条 刑事裁判官は、法律で悪行に関する刑罰の量と種類が厳格に明文で定められているときは、法律の字義通りの執行に拘束される。厳格な答責のときは、刑事裁判官は、法律であらかじめ規定された刑罰を減輕加重することはできない。さらに、刑事裁判官には、刑罰の種類を変更し、または犯罪者と被害者との調停と引き替えに、刑罰を破棄する権限はない。

第一四条 それ故に、犯罪と刑罰との公平な調和に気をつけ、この意図ですべての事情を注意深く相互に把握することは、刑事裁判官の義務である。犯罪の側面については、おもに悪行にこめられた悪意の程度、犯罪と関連した結果の重要性および犯罪に起因する損害の大きさ、現実とは反対に使用され得る慎重さの可能性が顧慮され、犯罪者の側面については、年令の幼稚性、それから生じる誘惑および無思慮、過去の処罰の回数、再犯の危険性が顧慮されなければならない。

第一五条 犯罪者が数個のそれぞれ異なる悪行の責任があるときは、刑罰は、より重い刑罰が定められている犯罪について言渡さなければならない。しかし同時に、処罰の加重のために、すべての犯罪が留意されなければならない。

第一六条 刑罰は、悪行そのものを行なった者、または第七条および第八条による関与 (Anteilnehmung) により悪行を犯した者にのみ科することができる。しかし、犯罪者の当罰性ならびに現実的処罰は、その者の妻、子供、親戚もしくは悪行に何らの関与もしなかつた第三者に不利益を及ぼすことはできない。

第一七条 犯罪者が潜伏、逃亡もしくは死亡により刑事裁判権の力を免れたとしても、大きな注目ならびに憤激を喚起した犯罪または免罪がより広範な不利な結果を憂慮させる犯罪の場合には、有罪判決は、次の方法で不在者または死者にこれを執行することができる。犯罪者の氏名、行なわれた悪行、ならびに悪行に対して加えられた刑事判決は、官報において絞首刑に処せられ、公的新聞を通じて一般に知らされる。

第一八条 刑罰の執行により社会に提供された満足 (Genugtung) は、本法による悪行への関与が権利の喪失を明文で認めているかぎりにおいて、侮辱された者または悪行により損害を加えられた者が、それらにふさわしい賠償もしくは補償を犯罪者、その相続人または財産に対して法の定める方法で求めることを妨げない。

第一九条 本法に定められた刑罰以外のものは、将来にわたって犯罪に対して存在してはならない。

第二〇条 死刑は、軍法会議に関する法律により処理されなければならない犯罪を除いては、存在してはならない。軍法会議の場合においては、絞首刑 (Strang) は、唯一の死刑であると定められている。絞首刑を宣告された者は、ロープを掛けられ、絞首されかつ通常の埋葬は禁止される。犯罪者の死体は、一二時間民衆にみせしめとしてさらされた後、位牌ならびに副葬品を入れずに、刑場のとなりの好きな場所に埋葬しなければならない。

第二一条 爾余の刑罰は、鎖刑、公共労働を課した懲役刑、懲役刑、棒打ち、革鞭打ち (Karbatschstreiche)、笞打ち (Rutenstreiche) ならびにさらし台への繋留である。前三種の刑罰は、犯罪者の状態に応じて、期間の延長もしくはより一層厳しいものを附加させることにより、これを加重することができる。

第二二条 期間に関する程度は、(a) 第二級長期、(b) 第一級長期、(c) 第二級中期、(d) 第一級中期、(e) 第二級短期、(f) 第一級短期である。

第二三条 法律に定められた程度に応じて、第一四条に規定された観点により、実際の期間の長さを定めることは、裁判官に委ねられている。判決において、刑期の長さは、その都度明示されなければならない。法律で定められた第一級短期の刑罰の期間は、一月を下ることができず、五年を超えることができない。第二級短期の刑罰の期間は、八年を超えることができず、五年以下にすることはできない。定められている第一級中期の刑罰の期間は、一二年を超えることができず、八年以下にすることはできない。第二級中期の刑罰の期間は、一五年を超えることができず、一二年以下にすることはできない。第一級長期の刑罰の期間は、三〇年を超えることができず、一五年以下にすることはできない。第二級長期の期間は、三〇年以下にすることはできないが、事情に応じて一〇〇年まではかることができる。

第二四条 法律において第二級長期の刑罰が定められている犯罪については、犯罪者の特に悪い性質および危険性が注意を必要とするときにかぎり、刑罰に公的な烙印 (Brandmarkung) を附加することができる。烙印を言渡された犯罪者には、刑罰の開始のときに公的に両頬に絞首台のしるしを明瞭に烙印し、時の経過によっても、いかなる方法でも消し得ないように、しみこませなければならない。公的な烙印の言渡は、刑事上級裁判所によってのみ行なわれることができる。

第二五条 鎖刑の実体は、犯罪者が重懲役に処せられ、不可欠な身体運動しかできないほどしつかりと鎖につながれることである。鎖刑を言渡された者は、みせしめのため、すべての期間打つことでもって体罰が加えられる。

第二六条 懲役刑の場合には、以下のような程度が定められる。(a) 重懲役 (b) 懲役 (c) 軽懲役。これらの三種のすべてにわたり、犯罪者には相応した労働を命令しなければならない。

第二七条 重懲役においては、犯罪者は、身体の中央に張りめぐらされた鉄の環で昼夜指定された場所に固定されなければならない。又、課された労働が許すときもしくは逃亡の危険が必要とするときは、事情に応じて、重い鉄をつけさせることができる。この懲役刑を言渡された者には、板張り以外の寝台および水とパン以外の食物は、許されてはならず、すべての集会または第三者のみならず親戚および知人との会話は、禁止されなければならない。

第二八条 懲役を言渡された者は、前条と同様に取扱われ、(a) 足にそれより軽い鉄がつながれ、(b) 週に二日、半ポンドの肉が食物として与えられなければならない。

第二九条 鎖刑、重懲役ならびに懲役の言渡の効果は、言渡された者が判決宣告の日から刑期が継続する間は、遺言状を作成することはできず、犯罪者がたとえ下された判決以前に作成したものであると、自分勝手に勾留中に作成したものであるとを問わず、すべての遺言状は、無価値であり、無効となることである。

第三〇条 軽懲役を言渡された者は、常に軽い鉄ではあるが、策略や力なしでは自由になることができないう鉄でつながれ

なければならぬ。その者には、第二八条と比してよい食物が許されるが、水以外の飲物は許されてはならず、文書による承認や看守の立会なしでの親戚もしくは知人との接見 (Zusammenkunft) および相談は、すべて禁止されなければならない。事情に応じて、軽懲役であっても、一週間に数日は、重禁固 (Strengere Haft) により強められることがある。この場合には、その者には、断食のために定められた期間、一ポンドのパン以外の食物は、許されてはならない。

第三一条 公共労働も、同様に、強さの程度を有し、それは、労働自体の困難性、不快さもしくは期間によって定められる。程度の実際の決定は、おのおののラントに存在する特別な事情を考慮して、刑事裁判官の裁量に委ねられる。

第三二条 棒打ち、革鞭打ちおよび笞打ちでもっての処罰は、それ自体刑罰として言渡され、あるいは懲役刑または公共労働の強化のために言渡される。この刑罰は、犯罪者に対して公的に執行されなければならない。一回に加えられるべき打撃の回数ならびにこの体罰の反復の実際の裁量 (Ausmessung) は、刑事裁判官の合理的判断に委ねられる。その場合には、犯罪者の身体的状態および強さに注意することは当然である。犯罪者は、一回に一〇〇回以上の打撃を加えられることはない。

第三三条 さらに台への繋留は、次のようにして行なう。宣告された者は、鉄でつながれ、民衆の集会のための広い場所にある高い処刑台 (Gerüst) の上で、監視の下で連続する三日間、毎日一時間の間、公衆の見せもの (öffentliche Schau) にされ、かつ胸の前に掛けられた、二・三の言葉の書かれている板で犯した犯罪が披瀝される。

第三四条 刑罰の強化は、(a) 犯罪者の公開による告示、(b) 財産の没収、(c) 名誉の喪失によって構成される。(a) お

よび(b)による強化は、犯した犯罪に対して本法によって定められていないときは、刑事裁判官によって言渡されることはない。

第二五条 犯罪者の公開による告示は、次のようにして行なう。姿の詳細な、その者と明白に表わされた描写とともに犯罪者の氏名、犯した犯罪事実および言渡された刑事判決は、おのおののラントの憲法でその他の場合に、一般的告示のために実施されている方法で、一般に知らされる。

第三六条 犯罪者は、すべて、有罪と認める判決が宣告された日から、その者が所有する財産からの利益の享受を失なう。この利益の享受から、犯罪者の妻ならびに子供の為に身分相応の生活が裁判所によって定められ、支払われなければならない。その残余は、刑期が継続している間、刑事基金(Kriminalfond)に投入されなければならない。それは、囚人の給養および牢獄の維持のためにのみ使われなければならない。

第三七条 宣告された者が刑期中に死亡したときは、自由に所有する財産は、遺言状が存在し、それが適時に作製されたとしても、法律上の相続順位にしたがい、相続権を有する者に帰属する。しかし宣告された者が刑期を終了したときは、所有権のすべての権利を回復する。

第三八条 貴族の称号をもっている犯罪者を有罪と認める刑事判決には、おのおののラントの憲法にしたがい、犯罪者個人から貴族に固有のすべての名誉および権利は奪われる旨の宣言が付加されなければならない。この喪失は、犯罪者自身に及ぶのであって、その妻や貴族の称号の剝奪以前に生れた子供に対して及んではならない。

第三九条 秘密の烙印も、刑罰の強化として命ぜられる。それは、腹の左側に明瞭な根絶できないほどの絞首台のしみこみによって行なわれるが、しかしそれは、同時にラント外に追放される外国人の犯罪者にのみ行なわれる。

第三章 君主および国家に直接的に関連する犯罪について

第四〇条 君主および国家に直接的に関連する犯罪は、(a) 不敬罪、(b) 内乱罪、(c) 騒擾・騒乱罪、(d) 公的機関に対する罪、(e) 職権濫用罪、(f) 国債証券偽造罪、(g) 通貨偽造罪、(h) 犯人逃亡援助罪、(i) 犯人隠匿罪、(k) 兵役からの逃亡を助ける罪である。

第四一条 合法的な君主に神によって与えられた高権および尊厳を忘れて人格に強制的に手を下し、又は君主の人格に向けられた悪い意図にもとづいて何らかの方法で君主を侮辱した者は、たとえ結果が発生しなかったとしても、不敬罪を犯したことになる。

第四二条 この犯罪は、財産の没収および第二級長期重懲役で処罰する。この場合、財産は、子供の存在の有無にかかわらず、すべて国家に帰属する。

第四三条 君主に対する尊敬の義務を顧慮しない者および公の議論もしくは文書で君主を攻撃する不遜さを有する者も、不敬罪に相当する。

第四四条 前条の犯罪に対する刑罰は、第二級短期軽懲役である。

第四五条 祖国および自己の属する国家もしくは滞在や保護が保証されている国家に対して、恩を忘れ敵意をもって、間接的または直接的に一般的に不利益になることを企てた者は、公然・非公然、助言によるか自己の行為によるか、武器の利用の有無、単独か数人の協同 (Nutat) によるか、盟約・謀叛・国家秘密の暴露・敵との連絡・敵への助力および援助の提供の有無、あるいはこの種の行為のどれによるかを問わず、国民ならびに外国人は、内乱罪を犯したことになる。

第四六条 前条の罪を犯した者ならびにその共犯者は、第四二条に示された方法で処罰するものとする。

第四七条 結果への意図において非常に危険な第四五条の犯罪の場合において、内乱の計画について若干の知識をもっていたが、官憲に直ちに届け出なかった者は、その者自身共犯者として扱われなければならない。

第四八条 国民であると外国人であるにかかわらず、職務上知りえた国家秘密を暴露した官吏は、内乱を犯した者とみなされる。さらに、何かを探查し、外国に、戦時においては敵にそれについての情報を与えるために、行政区画地域 (Provinz) の一に、戦時においては野营地、軍域 (Gegend der Armee) その他兵団 (Korp) に入りこんだ者も、内乱を犯した者とみなされる。探查の対象は、その内容の軽重、あるいは利益の有無を問わない。

第四九 スパイ (Ausspäher, Spionen) の刑罰は、戦時立法 (Kriegsgesetzen) で定められる。それについては、軍法会議が裁判しなければならぬ。それ以外の場合においては、内乱の罪を犯した者は、懲役刑で処罰される。その期間およ

び程度 (Beschwerlichkeit) は、露見したものが重要であるときは、その程度に応じて (Maß) および用いられた策略の性質、国家に及ぼす損害または及ぼした損害との比例にしたがってはかられ、行為者が同時に君主との雇用関係にある官吏として、宣誓をした上で知っている職務の重大な義務を毀損したときは、もっと厳しく定められなければならない。

第五〇条 騒擾・騒乱の罪は、反抗の意図が官憲から何かを強奪し、与えられた義務をなさず、どのような種類のものであろうともなされた準備を挫折させるためのものであるかを問わず、暴力で官憲に反抗するために数人の者が自主的に徒党を組むことである。暴力の行使が直接的に官憲に属する者自身に対して、または官吏および命令の実行をその職務とする下級役人に対してなされたときは、同様に騒擾・騒乱の罪とみなされるものとする。それ故に、その者の属する土地、村、代官 (Vogt)、裁判権所有者 (Gerichtsherr) またはその官吏に対して反抗から徒党を組む臣民、ならびにその者が従属する支配者 (Vorsteher) に対して反抗から徒党を組むゲマインデも、この罪を犯したものである。

第五一条 徒党のための陰謀をなした会合に家を提供した者ならびにゲマインデに徒党をそそのかし、そのための陰謀を与えもしくはその陰謀を知っていたが官憲になさねばならない届出を怠った者はすべて、この犯罪の共同責任者 (Mitschuldige) であり、共犯者である。

第五二条 反抗の意図を知らながら徒党に組み込まれたが、その際に本来の共同の故意も実際になされた行為についても納得されられなかったと主張した者も、この犯罪の共犯者とみなされなければならない。

第五三条 騒擾・騒乱の罪に組み込まれた者はすべて、徒党を組んだ者が公的暴力で追い散らされねばならない状況

がかなりすすんでいるときは、生命の危険にさらされる。この犯罪においては、軍法会議の手續が採用されなければならない。そこでは犯罪と犯罪者をいろいろと考慮してすべての種類の刑罰を行なうことができる。犯罪の側面については、遠大な意図の適度、陰謀の危険性、実行のために使われた手段および犯罪から生じた結果の重要性が重視され、犯罪者の側面については、関与の程度およびなされた活動が重視される。悪意および反社会性の程度が最高の場合には、首謀者は、財産没収のほかに死刑を言渡される。この場合、没収した財産は、そのときにいた子供を考慮しないで国家に帰属する。

第五四条 集まった数名の者とともに暴力的に他の者の領地、家または部屋に押し入り、そこで人および全財産に暴力を行使した者は、たとえ行為が単に要求した権利を実行する意図でなされたとしても、公然たる暴力の罪を犯したものである。

第五五条 公然たる暴力に対する刑罰は、第一級短期懲役および公共労働である。公然たる暴力を行使された者には、この刑罰にかかわらず、完全な賠償および補償を求める権利が留保される。

第五六条 行政訴訟において、裁判官、上位にある官憲の者または全権を委任された者に反抗した者ならば官憲の命令を執行するに際して見張りの者または番人に暴力的捕縛 (Handanlegung) で反抗した者は、公然たる暴力の罪の責を負う。その反抗によって負傷しなかったとしても、同様である。

第五七条 前条の犯罪を犯した者は、第一級短期懲役を言渡されなければならない。反抗の暴力が大きく、毀損または傷害に致らしめたときは、その者に、第二級短期懲役を言渡さなければならない。

第五八条 人の名譽、財産その他に違法に損害を加え、人から利益を得、あるいは人を助けて第三者に対する悪い意図および有害な行為を遂行させるため、委任された威力および威信を職務において使用した者は、職權濫用の罪の責を負う。

第五九条 贈物もしくは情欲および付随目的に誘惑されて、正常な司法を変更し、權利を許容し、もしくは明らかに不正な判決を下した裁判官は、前条の罪の責を負う。

第六〇条 この罪の刑罰は、第一級中期の懲役および公共労働である。この刑罰は、さらし台への繋留および犯罪者の公的告示により加重されなければならない。

第六一条 裁判官もしくは官憲を、贈与の約束、直接または間接におくられた現実的贈与その他罪となる方法によつて職權の濫用をなさせんとした者は、その意図の成否、自己あるいは第三者の利益のために行爲したかにかかわらず、第五八条の罪の共犯者とみなされなければならない。

第六二条 第六一条の罪の刑罰は、第一級短期輕懲役および公共労働である。事情に依じて、刑罰の加重をすることができらる。

第六三条 それ自体通貨として通用しているかあるいはそれにもとづいて公的銀行 (öffentliche Kassen) が支払をしななければならない国債証券 (öffentliche Staatspapiere) を偽造せんとした者は、意図の成否、銀行または第三者の損害發生の有無、偽造国債証券の使われた所が国内の公的銀行かあるいは外国の銀行であるかにかかわらず、国債証券偽造の

責を負う。

第六四条 真正の国債証券を、本来振り出された額より高額に変造することにより偽造した者も、偽造を識別する難易さ、変造から惹起した損害の有無にかかりなく、前条の罪の責を負う。

第六五条 国債証券偽造の罪に対しては、第六三条の場合は第二級長期懲役、第六四条の場合は第二級中期懲役もしくはきびしい公共労働を附加した懲役刑が言渡される。比較的重要な特に顧慮すべき事情が存在するときは、刑罰は、さらし台への繋留および打撃を伴なう公的はこらしめによって加重される。

第六六条 国債証券に随伴する署名を模造し、ワッペンを模刻し、紙、印章、鑄型、活字、印刷機その他国債証券の偽造に役立ち得るものを製造し、それらを、事情を知つて、偽造する者に偽造の促進のために譲渡し、あるいは何らかの方法で国債証券の偽造に関与した者は、国債証券偽造の罪の共同責任者である。

第六七条 関与に対する刑罰は、第六五条に定められているものを適用する。

第六八条 君主の許可なしに、国内の刻印もしくは領土内で通用している刻印を模して通貨を偽造した者は、たとえその偽造通貨の品位が真正の通貨と等しいかあるいは高い場合でも、通貨偽造罪の責を負う。

第六九条 通貨偽造罪に対する刑罰は、第一級短期懲役および公共労働である。

第七〇条 君主の刻印または領土内で通用している刻印を模して、真正の金属から品位のより低い (ringhaltigere) 通貨をあるいはあまり価値のない (ringschätzigere) 金属でもって不真正な通貨を鑄造した者その他偽造通貨の詐欺により真正な通貨の外観を与えた者も、通貨を偽造した者である。

第七一条 前条の罪に対する刑罰は、第二級中期懲役または公共労働である。

第七二条 通貨偽造に利用するあらゆる種類の個人的器械を製作した者、それを事情を知って偽造通貨の鑄造のために集めた者もしくは何らかの方法で通貨偽造に関与した者は、この罪の共同責任者である。

第七三条 通貨偽造の共同責任の刑罰は、第一級中期懲役および公共労働である。

第七四条 真正な国内または外国の通貨を、何らかの方法で、その内部的価値および鑄造された通貨の固有の本位を低下させた者も、通貨を偽造したものと扱われる。

第七五条 前条の罪に対する刑罰は、第一級中期懲役および公共労働である。

(未完)